

文書の電子化に向けた取組

(文書課文書班)

1 概要

デジタル化による行政の効率化を進めていく中で、紙ベースによる業務から、原則電子ベースでの業務への転換を図ることが求められている。文書事務にあっては、「電子決裁の推進」、「文書の電子保存」及び「公印の押印省略」の取組により電子化を進め、公文書管理の適正化及び行政の生産性の向上を図る。

2 令和4年度の取組

項目	詳細
電子決裁の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁・供覧を原則とし、令和4年度の電子決裁率を50%、令和6年度末までに100%とすることを旨とする通知を发出 (7月8日付け経営管理部デジタル推進官通知) ・電子決裁に係るQ & Aの作成・周知 ・各部局向けの説明会の開催(7月～)
文書の電子保存	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の保存は電子で行うことを原則とすることを上記のデジタル推進官通知にて周知 ・電子保存の運用ルール策定・周知(2月)
公印の押印省略	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定によるものや権利義務、事実証明等に係る文書以外は、原則として押印を省略する「公印押印事務の見直しに係る運用方針(案)」を示し、文書管理者宛に通知。併せて押印事務実態調査を実施(8月) ・公印押印省略に係る運用方針の策定・周知(12月) ・文書管理に係る規定等の改正(3月末予定)

3 令和5年度の取組

項目	詳細
電子決裁の推進	○令和6年度の電子決裁率100%を目指した取組 ・部局別研修の拡充、Q & Aの充実、活用事例集の作成
文書の電子保存	○電子保存に係る運用ルールに合わせた対応 ・適正な文書管理を推進するため、保存体系を明確化 ・紙收受文書の電子化から保存までを自動化する機能を追加
公印の押印省略	○電子署名、電子公印等の導入を検討 ・対象となる業務や実際の手続きに合った方式を検討

4 課題

令和4年度は、電子決裁率50%を目指していたが、2月時点の電子決裁率は42.1%にとどまっており、伸び悩んでいる。

部局ごとの電子決裁率には、まだ大きな格差があることから、引き続き、部局向けの説明会の開催など、職員の啓発を通じて、電子決裁率の向上に努めていく。

<参考> 電子決裁の利用状況（R4年度は、4月から2月までの11ヶ月分）

	令和3年度	令和4年度											
	(年間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	(年間)
本庁	19.4%	23.6%	30.3%	34.8%	44.1%	55.5%	58.3%	60.7%	61.2%	59.5%	62.5%	61.4%	51.0%
出先	8.0%	14.2%	15.7%	17.3%	22.0%	28.2%	34.9%	35.6%	39.5%	40.5%	42.0%	42.1%	30.8%
合計	14.0%	19.2%	23.7%	27.0%	34.4%	43.9%	48.1%	49.5%	51.5%	51.2%	53.6%	53.1%	42.1%